



2019年11月12日

各 位

会社名 株式会社 島根銀行  
代表者名 取締役頭取 鈴木良夫  
(コード番号 7150 東証第一部)  
問合せ先 人事財務グループ部長 片寄直樹  
(TEL. 0852-24-1234)

**臨時株主総会開催日および付議議案の決定ならびに定款一部変更および基準日後株主への議決権付与に関するお知らせ**

当行は、2019年9月6日付の当行プレスリリース「資本業務提携契約の締結、第三者割当による普通株式及び優先株式の発行、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」(以下「資本業務提携等プレスリリース」といいます。)、および2019年9月13日付の当行プレスリリース「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」のとおり、2019年9月30日を基準日として臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催する旨をお知らせしておりましたが、本日開催の取締役会において、本臨時株主総会開催日および付議議案ならびに定款一部変更について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

また、当行は、上記取締役会において、資本業務提携等プレスリリースにて公表いたしました第三者割当の方法による普通株式の発行(以下「本新株発行」といいます。)に関して、本新株発行の対象となる普通株式に係る払込金額の総額の払込(以下「本払込み」といいます。)が本新株発行の払込期日である2019年11月29日までになされることを条件として、会社法第124条第4項に基づき、本臨時株主総会に係る基準日(2019年9月30日)後に本新株発行により当行の普通株式を取得した者に対し、本臨時株主総会に係る議決権を付与することを決議いたしましたので、あわせてお知らせいたします。

記

**1. 本臨時株主総会の日時・場所および付議議案について**

(1) 本臨時株主総会の日時および場所

開催日時：2019年12月4日(水曜日)午前10時

開催場所：島根県松江市朝日町484番地19 当行本店(3階大会議室)

(2) 本臨時株主総会における付議議案について

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役2名選任の件

2. 定款一部変更について

(1) 変更目的

適切な人材の確保を容易にするとともに、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定に基づく取締役および監査役の責任免除の定め、ならびに、会社法第427条第1項の規定に基づく非業務執行取締役および監査役との間の責任限定契約の定めを新設することとし、現行定款に第32条および第42条を追加したうえで、その他所要の変更をするものです。

(2) 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示す。)

現行定款	定款変更(案)
定 款	定 款
第4章 取締役および取締役会 <中略>	第4章 取締役および取締役会 <中略>
<新設>	<u>(取締役の責任免除)</u> <u>第32条 当銀行は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> <u>2. 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金100万円以上</u>

<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第32条～第40条 (条文省略)</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>第41条～第45条 (条文省略)</p>	<p><u>であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第33条～第41条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第42条 当銀行は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2.当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第43条～第47条 (条文省略)</p>
---	--

### 3. 基準日後株主の議決権付与について

#### (1) 議決権を付与する新株式(予定)

- ①発行株式数 普通株式 2,840,000株
- ②議決権の数 28,400個
- ③株主名および株主毎の議決権の数等

株主名	発行新株式	議決権の数	議決権総数に対する割合
SBIホールディングス株式会社	1,747,200	17,472	20.92%
SBI地域銀行価値創造ファンド (名義：資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口))	1,092,800	10,928	13.08%

(注) 議決権総数に対する割合は、2019年9月30日現在の総株主の議決権数(55,136個)に、上記の新株式の議決権数を加算した数を基に算出しております。

## (2) 議決権を付与する理由

資本業務提携等プレスリリースにて公表いたしましたとおり、当行は、2019年11月29日を払込期日として、第三者割当の方法による本新株発行を行う旨を決議しておりますが、会社法第124条第4項の規定に鑑み、本臨時株主総会開催時点に近い時点での株主の意思を臨時株主総会に反映したいとの判断に基づき、基準日後の株主に議決権の付与を認めることを決議いたしました。

なお、本新株発行による新株式の発行については、払込期日を2019年11月29日としており、本臨時株主総会において議決権を認める対象としているのは、払込期日である2019年11月29日までに払い込みが行われた普通株式のみとなります。

## 4. その他

本臨時株主総会に付議される「第2号議案 取締役2名選任の件」についての、取締役候補者2名の詳細は、本日公表しております2020年3月期第2四半期(中間期)決算短信添付資料11ページから12ページに記載しております。